

和歌山城で実施する  
ドローンショー開催業務委託  
プロポーザル実施要領

令和7年4月  
和歌山市

## 1 募集の概要

### (1) 名称

この募集の名称は「和歌山城で実施するドローンショー開催業務委託」とします。

### (2) 目的

夜間の和歌山城の賑わい創出及び和歌山城公園のライトアップ事業（和歌山城～光の回廊～）の認知度向上を目的に、ドローンショーを核にした魅力的な夜のイベントを計3回開催する。

### (3) 業務内容 別添仕様書のとおり

### (4) 業務委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### (5) 事務局

和歌山市 産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企画課

「和歌山城で実施するドローンショー開催業務委託」担当

所在地：和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館1階

電話/FAX：073-435-1044/073-435-1150

メールアドレス：wakayamajo@city.wakayama.lg.jp

### (6) 受付時間

持参による書類等提出の受付は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。郵送による書類等提出については、全て各期日までの必着とする。

### (7) 日程

実施要領公表	：	令和7年4月 1日（火）
現地説明会	：	令和7年4月 4日（金）午後3時から
参加資格確認申請書受付	：	令和7年4月11日（金）午後5時まで
参加資格確認通知書送付	：	令和7年4月14日（月）（予定）
質問受付	：	令和7年4月24日（木）午後5時まで
企画提案書提出	：	令和7年4月25日（金）から 5月 2日（金）午後5時まで
企画提案評価	：	令和7年5月 9日（金）（予定）
結果通知	：	令和7年5月12日（月）（予定）
契約締結日	：	令和7年5月16日（金）（予定）

## 2 見積限度額（予定価格）

19,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、和歌山市の支出限度額であり、総事業費は別途収支計画書により計上すること。

## 3 収支計画書の提出

本件委託業務については、和歌山市からの業務委託費のみによらず、協賛金や収益事業等による収入を事業の収支計画書に記載し、事業費を計上することができるものとする。（和歌山市からの業務委託費以外の収入を計上する場合は、その収入に付随する業務（協賛金の募集等）については、提案者の業務とする。）

ただし、収入額が収支計画書に記載の金額を下回った場合も、本件委託業務は履行するものとし、和歌山市において追加の費用を支出しないことに留意すること。また、収入額が収支計画書に記載

の金額を上回った場合は、本業務で実施するドローンショーの機体の追加や演出の拡充、関連イベントの実施等により、費用を還元すること。

#### 4 現地説明会

- (1) 開催日時 : 令和7年4月4日(金) 午後3時から
- (2) 集合場所 : わかやま歴史館 3階 第1会議室
- (3) 説明内容 : 想定するドローンショーの離発着場所、観覧エリア、和歌山城公園のライトアップ事業(和歌山城～光の回廊～)の実施エリア等の説明。
- (4) 申込方法 : 必ず開催日の前日までに、電話またはメールで事務局までご連絡ください。メールの場合は、参加を承った旨の返信をいたします。返信がない場合は、開催日の前日の午後5時までに事務局まで必ず連絡してください。

※ 現地説明会へ参加しない場合であっても、プロポーザルへの参加は可能です。

#### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者であること。
  - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
  - ア 市税(本市が賦課徴収するものに限る。)
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱(平成5年5月1日制定)又は、和歌山市建設工事等指名停止基準(平成15年5月1日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年6月1日制定)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

#### 6 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

## (1) 提出書類

ア 『プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）』

イ 「5 参加資格（2）」に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の『市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）』を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに法人税、所得税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書を提出すること。なお、当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 事業者の概要

(ア) 法人履歴事項全部証明書

当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) パンフレット等事業者の概要がわかるもの。

(ウ) その他

なお、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されていないものにあつては、以下についてもあわせて提出すること。

・役員等調書及び照会承諾書（様式3）

・委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

(2) 受付期間 : 令和7年4月11日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所 : 前記1（5）に同じ

(4) 提出方法 : 持参又は郵送（電送等による提出は受理しない。）

## 7 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 : 令和7年4月14日（月）（予定）

## 8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 : 令和7年4月24日（木）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法 : メールにより、質問書（様式5）を提出すること。質問方法以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先 : 前記1（5）に同じ

(4) 回答方法 : 質問者に対してメールにより回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

## 9 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書（別記様式6） 正本1部+副本9部（A4用紙に限る。）
- イ 収支計画書（別記様式7） 正本1部+副本9部（A4用紙に限る。）
- ウ 過去に実施したドローンショーの開催実績 一覧表（別記様式8） 1部（A4用紙に限る。）
- エ 過去に実施したドローンショーの開催実績を確認できる動画等（最大5回分）のデータ（MP4又はWMV形式）を記録したDVD 2枚

※ 本動画により、過去の実績評価を行うため、ドローンショーの開催概要のわかる資料等があれば併せて提出すること。

※ 動画のうちの1本に限り、全てのプレゼンテーションの終了後に、参考として評価者による視聴を行いますので、視聴対象の動画を特定するようお願いいたします。（ファイルのタイトルに「視聴用」と記載すること。）

- (2) 提出期間 : 令和7年4月25日（金）から5月2日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 : 前記1（5）に同じ
- (4) 提出方法 : 持参又は郵送（電送等による提出は受理しない。）
- (5) 提出制限 : 企画提案書は、1事業者について1件を限度とする。

## 10 評価方法

本プロポーザルの評価は、次のとおりとする。

### (1) 企画提案評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容について、下記「11 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。

### (2) 評価についての注意事項

- ア 最高得点の者が複数となった場合は「評価基準（4）収支計画に対する評価」のうち、「①収支計画は、最大限効果・効率的な計画が計上されているか。」の得点の高い者を受託候補者として特定する。
- イ 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を受託候補者とする。
- ウ 本プロポーザルに参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準（評価基準「(2) ドローンショーの内容に対する評価（構成・演出・デザイン等）」、「(3) 和歌山城周辺の商業施設等との連携方法等に対する評価」の合計得点が配点の6割を超えるもの）を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。

### (3) 開催日時及び場所等

- ア 実施内容 : 企画提案説明に20分、質疑応答に20分とする。
- イ 開催日 : 令和7年5月9日（金）（予定）
- ウ 開催場所 : 和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階会議室  
※ただし、正式な日時等詳細については、後日通知する。

### (4) プレゼンテーションの注意事項

- ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順に実施する。

- イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて実施する。(その他の機材の持ち込みは認めない。)
- ウ 当日の選定委員への追加資料の配布は、一切認めない。
- エ 1者5人までの参加とする。
- オ 他者のプレゼンテーションを傍聴することは一切認めない。

(5) 評価結果の通知

評価結果については、プロポーザル評価結果通知書(令和7年5月12日(月)送付予定)により通知する。

1.1 評価基準及び配点

評価基準	配点
(1) 過去のドローンショーの実績・事業の実施体制に対する評価(配点:10点/100点)	
① 400機以上のドローンを用いたドローンショーの開催経験 5回以上…5点	5点
② 事業をより効果的に実施するための実施体制が構築できているか。	5点
(2) ドローンショーの内容に対する評価(構成・演出・デザイン等)(配点:20点/100点)	
① 和歌山城及び和歌山城～光の回廊～の認知度向上、誘客促進に繋がるような工夫や提案がされているか。	10点
② ファミリー層やインバウンドが楽しめるようなエンターテインメント性が提案されているか。	10点
(3) 和歌山城周辺の商業施設等との連携方法等に対する評価(配点:20点/100点)	
① 和歌山城周辺の商業施設等との連携構築等の方法は具体的で実現性があるか。	10点
② 和歌山城周辺の商業施設等との連携企画は、ドローンショーへの期待感の向上、ナイトタイムエコノミーの推進に繋がるような展開が考えられているか。	10点
(4) 収支計画に対する評価(配点:50点/100点)	
① 収支計画は、最大限効果・効率的な計画が計上されているか。 ・事業を最大限効果・効率的に実施するための資金調達方法が提案されており、その方法に工夫や妥当性はあるか。 ・資金調達の過去の実績(規模・回数・金額等)は十分か。	20点
② 総事業費に対する和歌山市の負担割合	30点
合 計	100点

- 「(1) 過去のドローンショーの実績・事業の実施体制に対する評価」のうち「② 事業をより効果的に実施するための実施体制が構築できているか。」、「(2) ドローンショーの内容に対する評価(構成・演出・デザイン等)」、「(3) 和歌山城周辺の商業施設等との連携方法等に対する評価」、「(4) 収支計画に対する評価」のうち「① 収支計画は、最大限効果・効率的な計画が計上されているか。」に対する評価視点及び点数

評価視点	評価点数		
	5点	10点	20点
特に優秀である	5点	10点	20点
優秀である	4点	8点	16点
満足できる	3点	6点	12点
一部物足りなさを感じる	2点	4点	8点
満足できない部分が多い	1点	2点	4点
全く満足できない	0点	0点	0点

- 「(4) 収支計画に対する評価」のうち、「② 総事業費に対する和歌山市の負担割合」に対する評価点数

次の2つの計算式による計算の合計を本評価の点数とする。なお、それぞれの評価点の小数点第2位以下は四捨五入する。

$$\text{I 評価点数} = \text{配点 (20点)} \times (\text{和歌山市からの委託金以外の金額} / \text{総事業費})$$

$$\text{II 評価点数} = \text{配点 (10点)} \times \{1 - (\text{和歌山市からの委託金額} / 19,150,000\text{円})\}$$

#### 【評価についての注意事項】

- ① 最高得点の者が複数となった場合は「評価基準(4) 収支計画に対する評価」のうち、「① 収支計画は、最大限効果・効率的な計画が計上されているか。」の得点の高い者を受託候補者として特定する。
- ② 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を受託候補者とする。
- ③ 本プロポーザルに参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準(評価基準「(2) ドローンショーの内容に対する評価(構成・演出・デザイン等)」、「(3) 和歌山城周辺の商業施設等との連携方法等に対する評価」の合計得点が配点の6割を超えるもの)を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。

#### 1.2 失格事項

本プロポーザルに参加した事業者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案書の提出期限後に企画提案に係る書類に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 収支計画書に記載する和歌山市の支出額が、見積限度額(予定価格)を超過するもの

#### 1.3 契約に関する事項

- (1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年5月30日規則第83号）第5条各号に掲げる有価証券の納付等をもって代えることができる。また、同規則第34条各号に該当するときは、免除とする。

(4) 契約書作成の要否

必要である。

#### 1.4 その他留意事項

(1) 提出期限以降における企画提案に係る書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は、返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用できるものとする。

(4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

(5) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、事業者の負担とする。

(7) 受託候補者特定後、業務委託期間前であっても、本市から資料等の提出を依頼する場合がある。この場合に資料等の作成に要した費用等についても、(6)と同様とする。

(8) その他諸般の事情により本募集の中止が決定した場合、応募者の有無に関わらず、本募集業務の中止、選定業務の中止、その後の許可等を行わない場合等がある。その場合、準備に要した費用についても、(6)と同様とする。